請願審査・発議

◇請願第4号「JR大船渡線早期運転再開」を求めることについて（7月12日採択）

請願者　東日本旅客鉄道労働組合盛岡地方本部一関支部執行委員長　野中康男氏

趣旨　東日本大震災により不通となっているJR大船渡線の気仙沼駅から盛駅までの早期運転再開に向け、国に対して意見書を提出してほしいというものです。

この請願は、総務常任委員会（菅野広紀委員長）に審査が付託されました。7月8日、請願者や当局の関係職員に出席を求め、請願の趣旨や現状について説明を受け、審査を行いました。

JR大船渡線が不通となり、一部、バスによる振替輸送が行われているとはいえ、高齢者をはじめ、車を持たない市民は大きな不便を被っています。

また、部分開通も含めた早期運転再開は、当市の復興のための最優先課題の一つと考え、採択すべきものと決定しました。

◇発議第2号　領土領海に対する主権と国益を守るための意見書の提出について（7月12日可決）

この意見書は、荒木眞幸議員から発議され、総務常任委員会に審査が付託されました。

内容は、尖閣諸島の警備強化や外国人の土地取得制限及び領土領海への不法な占有侵犯行為を阻止し、危機の実情を国民へ周知することを求めるため、内閣総理大臣に対し、意見書を提出しようとするものです。

領土領海の保全と防衛は主権国家として国益を守るためにも最重要事項であり、漁民の安全確保はもとより国益を守るためにも、より一層の外交努力と法整備を求めるべきと考え、原案可決すべきものと決定しました。

◇発議第3号　陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例（6月28日可決）

この条例は、議会運営委員会（小松眞委員長）から発議されました。

復興対策局を総務常任委員会の所管事項に加えるとともに、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の定数及び傍聴に関する規定を改めました。

◇発議第4号　JR大船渡線早期運転再開を求める意見書の提出について（7月12日可決）

この意見書は、請願第4号が採択されたことにより、総務常任委員会から発議されました。

領土領海に対する主権と国益を守るための意見書

我が国は、近代以降、国際社会の一員として、国際法に基づき、正当な手続きをもって日本の領海を確定し、祖先より受け継がれてきた国土と海域を守り、農林水産業を中心とする伝統文化を守り伝えてきました。

しかし、戦後、北方領土や竹島といった、我が国固有の領土が不当にも奪われて他国に占有支配され、これに対し、政府はいまだに有効な手段を取れない状況にあります。さらに最近の尖閣諸島の領有を狙う中国が引き起こした理不尽な事件に対する、目を覆うばかりの政府の対応は、日本の主権を守る意志や能力がいかに薄弱であるかを国際社会にさらけ出したにも等しいものでした。加えて北方領土の占有固定化を狙うロシア大統領の領土入りに対しても、何の手立ても打てませんでした。日本の国家主権を日増しにおとしめ、国益が次第に失われていく現状は、国民としてまことに憂慮に堪えないものがあります。

いうまでもなく領土領海の保全と防衛は、国民を守る主権国家としての政府の最高、最重要事項であります。政府はこれに対し、万難を排し、あらゆる圧力に屈することなく毅然として早急に下記の事柄に取り組むよう、ここに強く要望いたします。

記

1　尖閣諸島周辺の警備強化を図り、漁民の安全を守ること。

尖閣諸島に、海上保安庁の恒常的港湾基地と設備を配置し、海上警備体制の強化を図って領有を明確にし、漁民の安全を確保すること。

石垣・与那国島など、国境付近の島しょには自衛隊の基地を設けること。

また、必要な予算を確保し、領海・領域警備のための艦隊やヘリコプターを増強して警備の強化を図ること。

2　国土保全と安全保障上の理由から、外国人の土地取得を制限すること。

現在、我が国の森林や水資源を狙った外国人資本による国内の土地買収や自衛隊施設に隣接した土地の取得が進行中である。これらに対し政府は、地域住民の生活と国益を守るために、我が国の国土を保全し、安全保障上重要な場所やその周辺の土地を外国人が取得することを制限し、阻止するための法整備を急ぐこと。

3　領土領海への不法な占拠侵犯行為を阻止し、危機の実情を国民に周知させること。

尖閣諸島、北方領土及び竹島は、我が国が国際法に基づき合法的に領有した固有の領土である。これらを守るためには、領土・領海侵犯を阻止し、有効に取り締まるための新たな立法が必要である。さらに領土問題に関して政府は、我が国の正当性を世界に向けて訴えるとともに国民の理解と支持を得て、国益を守るため、危機の実情を広く国民に知らせるよう、次世代を担う子どもたちの学校教育も含め、関係機関に徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年7月12日

岩手県陸前高田市議会

ＪＲ大船渡線早期運転再開を求める意見書

本市を含む三陸沿岸地域は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により、住民の生活をはじめ、産業、教育、文化等あらゆる分野を支える社会資本が壊滅的な打撃を受けました。

鉄道網について見ても、岩手県内のＪＲ線及び三陸鉄道は、多くの箇所で線路、橋梁、駅舎が被災・流出し、当市を走るＪＲ大船渡線は、現在、宮城県の気仙沼駅から大船渡市の盛駅までの間が不通となっています。

ＪＲ大船渡線は、通学、通院など地域の生活の足として欠かせないものであり、不通区間では一部、バスによる振替輸送が行われていますが、気仙沼駅と陸前矢作駅の間は道路幅も狭く振替輸送も行われていないため、高齢者をはじめ、車を持たない市民は大きな不便を被っているところです。

公共交通機関の早期復旧は陸前高田市はじめ被災地域の復興のための最優先課題であり、ＪＲ大船渡線の早期運転再開は陸前高田市民の願いであります。

つきましては、部分開通も含めたＪＲ大船渡線の早期の運転再開に向けて、国においてＪＲ東日本に対する財政支援を行うなど、必要な施策を早急に行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月12日

岩手県陸前高田市議会

提出議案及び審議結果（平成23年第3回臨時会）

議案第1号	陸前高田市と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約の一部変更の協議について	原案可決
議案第2号	陸前高田市都市計画税条例を廃止する条例	原案可決
議案第3号	陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	東日本大震災の被害者に対する市税の減免に関する条例	原案可決

第3回臨時会

7月28日、第3回臨時会が開催されました。

東日本大震災に関連した議案4件が提案され、いずれも全回一致で原案どおり可決されました。

議案第1号は、委託の始期を変更することの協議です。

議案第2号は、都市計画税の課税区域の大部分が被災したことによる条例の廃止です。

議案第3号は、納期を変更するものです。

議案第4号は、市民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例です。

東日本大震災復興対策特別委員会活動

6月定例会初日の6月28日、議長を除く議員16人で構成する「東日本大震災復興対策特別委員会」が設置されました。3月の臨時会以降、議会が招集されなかったことから、この時期の設置となったものです。

特別委員会は、調査事件を「東日本大震災に係る陸前高田市の被災及び復興状況並びに復興計画等の諸調査について」と決め、7月1日に委員長に伊藤明彦副議長、副委員長に小松眞議員を互選しました。

7月6日には、市の被災状況等について当局から聴取。21日には、岩手県復興局の廣田淳副局長から県の復興基本計画案について説明を受け、同日、市内の被災・復旧状況について、地元議員から説明を受けながら現地踏査を行いました。

被災状況視察（泊港）

7月29日から8月3日までは市内3カ所で市民の皆さんとの懇談会を開催し、のべ86名の参加がありました。

懇談会では、「浸水区域はどのような青写真ができるのか」「うちの地区では7割が元の土地に住みたい」など土地利用の質問や意見、「高田病院は場所がどこになっても残して欲しい」、「人材の流出につながるので高田高校を早く再建して欲しい」など病院・学校の再建の要望、「市民は情報に飢えている。広報だけでなく情報発信して欲しい」「復興プランはオープンに議論して作って欲しい」「防災無線を早く直して欲しい」といった意見のほか、防災、道路整備、住宅、雇用、産業振興、放射性物質など幅広い分でご質問、ご意見をいただきました。

8月5日には、参考人として法政大学の孝教授（地域福祉学）をお招きし、今後のコミュニティ施策の在り方等について調査を深めました。宮城教授からは、阪神、中越の震災後の経験を踏まえて、①仮設住宅での孤独死を防ぐ支援組織づくりや、②市町村の社会福祉協議会に新たに配置される「生活支援相談員」の活用、③住民参加による復興プランづくりなどの提案があり、「復興を通して住民がまちづくりに主体的になれば」との期待が寄せられました。

これらの調査を踏まえて、委員会では復興計画で重点的に取り組む課題や策定を進める上での留意点などについて中間報告を取りまとめて議長に報告するとともに、特に重要な事項については国、県へ意見書を提出することとしています。

特別委員会の調査は現議員の任期で一旦終了し、改選後に調査を再開します。

住民懇談会（ふるさとセンター）

所管事務調査

◎教育民生常任委員会

教育民生常任委員会（菅野稔委員長）では、去る7月8日、介護保険施設の現状と今後の見通しについて所管事務調査を行いました。

まず、当局から、このたびの震災による施設・事業所の被災状況や復旧状況、介護保険料等について説明を受けました。

震災により介護サービス事業所3カ所が全壊し、職員19名が死亡又は行方不明となっています。在宅サービス利用者は、4月現在、810名が健在で、148名が死亡又は行方不明者となっていること。

居宅介護事業所としては、市内7カ所の内、シルバー人材センターが事業廃止しましたが、他の事業所は通常運営に復旧していること。

その他、介護施設の震災当初の状況と建物被害、介護サービス事業所の復旧状況19カ所の受け入れ状況や運営状況等についても説明を受け、その後質疑を行いました。

また、最後に、議長に対し、閉会中の継続調査の申出書を提出することと決定し、委員会を散会いたしました。

◎産業建設常任委員会

産業建設常任委員会（菅野日出男委員長）では、これまで復旧・復興への対応について、定期的に参集し、現地調査や情報収集等を実施してきました。

その中で、今回は特に農業関係に絞り、農地や農業用施設の被害状況、災害復旧に向けた県の取り組みに対する本市の動向、災害復旧への基本的な考え方について、農林水産部長から説明を受けました。

県の基本的な考えは、被災状況に鑑み要請があった8市町村について、県が事業主体となって災害復旧事業を実施すること、工事着手前の受益者の意思確認は、市町村や土地改良区等が連携して実施するということです。

災害調査日程は、7月から11月を予定しており、また国の地震津波緊急対策としては、東日本大震災農業生産対策交付金や被災農家経営再開支援事業が示されたところであり、ごみ・がれきの除去、農地・水路の補修などの復旧作業に対し、水田1ヘクタール当たり3万5千円を交付するという内容でした。